

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨

20世紀は、科学技術の急速な発達によって、人類が多くの利便性を享受し、未来に夢を育んだ世紀でした。しかし同時に、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で勃発し、多くの尊い人命が失われたばかりか、さまざまな人権侵害が起きた世紀でもありました。

このような痛ましいできごとへの反省から、1948（昭和23）年の第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、これを契機として、各種の人権関係条約の採択や国際年の設定など、人権確立に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。

こうした人権を巡る国際的な流れのなかで、国においても「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組みが行われています。

本市においても、「生駒市人権擁護に関する条例」（1994（平成6）年12月制定）や「生駒市総合計画」（2001（平成13）年12月策定）に基づき、人権尊重のまちづくりの推進を市政の主要な柱として人権確立に向けた諸施策に取り組むなかで、2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を策定し、「豊かな人権文化の創造」を目指して人権教育・啓発を進めてきました。

しかしながら、わたしたちの身の回りには今なお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にかかわるさまざまな人権問題が存在しています。さらに、近年では、高度情報化や科学技術の発展にともなって、インターネットを悪用した人権侵害やプライバシーをめぐる問題など新たな人権問題もおこっています。

「人権の世紀」といわれる21世紀を、真の「人権の世紀」とするために、あらゆる人々の人権が尊重される社会を目指し、その役割を積極的に果たしていくことが今、私たちに求められています。

県においては、昨年、「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画の最終年に当たり、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。

本市もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえたうえで、豊かな人権文化の創造という「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を引き継ぎ、これを一層推進するため、人権施策の基本指針として本基本計画を策定するものです。

2 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。また同時に、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を互いに尊重し合うことが重要となります。

このことから本市では、生駒市総合計画において、「市民一人ひとりの人権と個性の尊重」を掲げ、誰もが能力と個性を十分発揮し、ともに認め合う人権尊重のまちづくりを目指しています。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画では、「人権教育のための国連10年」の基本的な考え方のもと、「豊かな人権文化の創造」を基本理念として取り組みを行ってきました。このテーマは今後も引き続き取り組むべき目標であることに変わりありません。

本基本計画では、これらの考え方にのっとり、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うとともに、人権が市民一人ひとりの思考や行動の価値基準として日常生活に根付くことを目指し、「多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」を基本理念として、人権尊重のまちづくりを目指します。

3 基本計画の性格

- (1) この基本計画は、「生駒市人権擁護に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市における人権施策推進にあたっての基本的方向を示すとともに個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための指針となるものです。
- (2) 「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を受け継ぐものであり、生駒市総合計画との整合性はもとより、市のさまざまな諸計画における人権施策の基本となる計画です。
- (3) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

- (4) 市民をはじめ関係機関・団体、企業などに対して理解と共通認識を得ることによって、主体的な取り組みを促します。
- (5) この基本計画は、社会状況等の変化に応じ、適宜見直しを行うこととします。

4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

市が行う業務は、すべて市民の人権にかかわるものです。全職員が人権に関する十分な知識と理解、そして問題意識をもって職務にあたらなければなりません。職員一人ひとりが「人権行政」の担い手であることを絶えず意識しながら、それぞれの施策への取り組みを進めると同時に、人権啓発のリーダーとしての自覚をもって行動することによって「豊かな人権文化の創造」を目指します。

(2) 市民の主体的な取り組みの促進

人権尊重の社会を築くためには市民が互いの人権を尊重し支え合うことが重要です。一人ひとりが人権の主体であるとともに、人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重の社会の担い手となるよう市民の主体的な取り組みを促進します。